

NEWS LETTER

Vol. **54**

お客さまとともに

2018 年 6 月号

新事業承継税制 クラウドサービス

CONTENTS

新事業承継税制

クラウドサービス

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187

税務要

新事業承継税制

～平成 30 年 4 月 1 日から事業承継税制が大きく変わります～

平成 30 年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制について、これまでの措置に加え、10 年間の限定措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や、納税猶予割合の引上げ等がされた特例措置が創設されました。

事業承継税制とは

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



適用を受けるための要件

■対象となる中小企業

次の会社のいずれにも該当しないこと

- ◇上場会社
- ◇資産管理会社（一定の要件を満たすものを除く）
- ◇中小企業者に該当しない会社
- ◇風俗営業会社

■先代経営者等（被相続人・贈与者）の主な要件

- ◇会社の代表権を有していたこと
- ◇本人と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50% 超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主
- ◇（贈与の場合は）贈与時において、会社の代表権を有していないこと

■後継者（相続人・受贈者）の主な要件

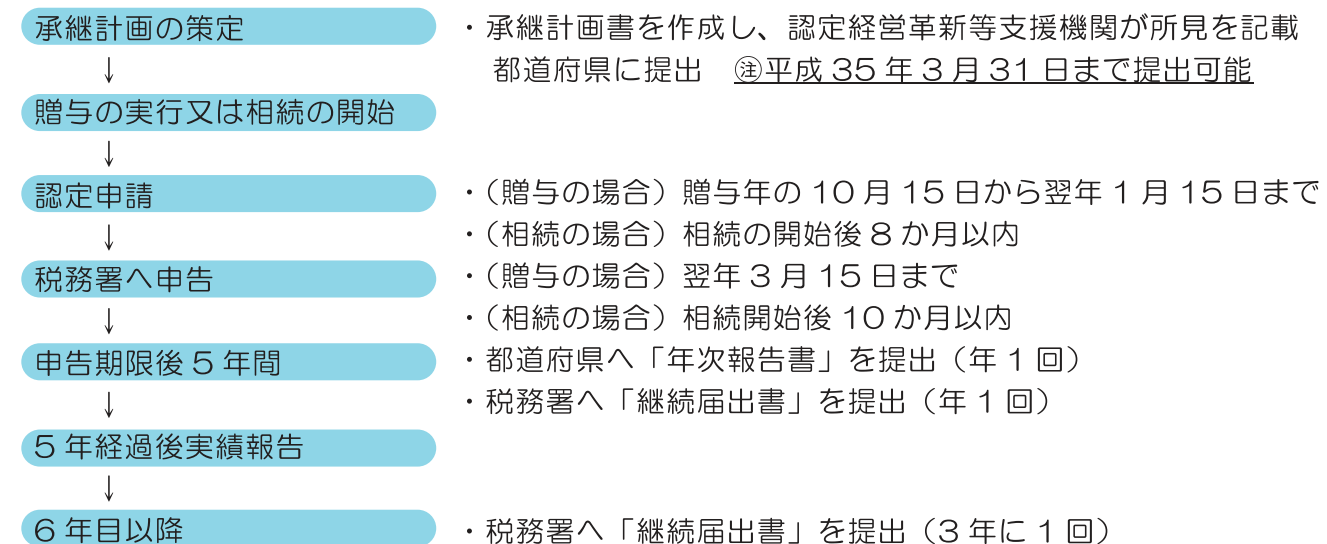
- ◇会社の代表権を有していること
- ◇受け取ったあとで、同族関係者のうち最も多くの議決権を有する者を含め上位 3 名までの者で、議決権総数の 10% 以上を保有
- ◇（贈与の場合は）20 歳以上かつ役員就任 3 年以上

納税猶予が取り消される主な事由

- ◇後継者が会社の代表権を有しなくなった場合
- ◇後継者が納税猶予対象の株式の全部または一部を譲渡した場合
- ◇会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす場合を除く）
- ◇都道府県知事への報告を怠った場合、税務署長に継続届出書を提出しなかった場合

適用を受けるための手続き

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」「税務署への申告」の手続きが必要となります。



特例承継計画の提出及び贈与・相続の期間制限

- ① 5 年以内（平成 35 年 3 月 31 日まで）に特例承継計画を提出し認定を受ける
- ② 10 年以内（平成 39 年 12 月 31 日まで）に株式を贈与等する



新事業承継税制の適用を受けるためには、平成 35 年 3 月 31 日までに特例承継計画を提出し、認定を受けておかなければいけません。まずは税理士法人アクシスへご相談ください。

税理士
小島 晴美



クラウドサービス

～クラウドサービスを活用したバックオフィス効率化～

生産性の向上

生産性の向上とは何でしょうか？国の定義によれば、労働生産性の向上＝1人当たりの付加価値額の向上と定義され、以下の計算式で表されています。

※中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン 経済産業省 H27.1

つまり、当たり前のことですが、労働時間を削減し、利益率を高めることが生産性の向上に繋がります。↓

クラウド化（IT化）とは？

中小事業者の場合、売上や利益に繋がらない業務を削減し、空いた時間で売上・利益に繋がる業務をすることが生産性の向上に直結すると考えられます。

売上や利益に直接繋がらない業務としてあげられるのが、バックオフィス業務と呼ばれる、総務経理的な業務になりますが、こうした業務を削減する様々なクラウドサービスが登場しています。

クラウドサービスを利用する利点の一つは、これまで人間が時間をかけて集計してきたデータをインターネット上で自動的に集計することができる点です。

こうした利点を活かして、労働時間の削減を実現することが可能となります。➡



給与計算の効率化

税理士法人アクシスで活用しているクラウドサービスの一つが「MF クラウド給与」です。

これまで、弊社においても、給与計算が完了すると、給与明細を印刷→封筒に封入→各社員に配布という作業を毎月行っていました。

ですが、この「MF クラウド給与」を利用するとパソコンやスマートフォンで各社員が給与明細を確認することができるため、印刷→配布の作業時間をまるまる削減することが可能となりました。➡

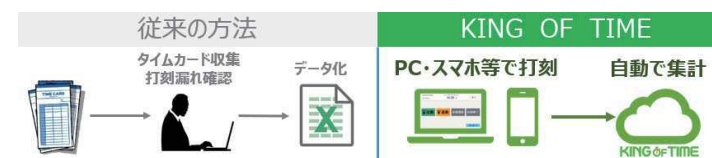


勤怠管理の効率化

弊社では、勤怠管理においても、「KING OF TIME」というクラウドサービスを活用しています。

このサービスは、紙のタイムカードの代わりにパソコンやスマートフォンを利用して、自動で勤怠集計を行ってくれるサービスとなります。

このサービスによりタイムカードの集計時間を削減することができ、大幅な作業時間の短縮を図ることができました。↓



決済の効率化

■クレジットカード決済

事務効率化の方策の一つとして、現金を無くすことが上げられます。

現金を無くすことで、現金の集計作業や管理作業を削減することができるためです。

クレジットカード決済の導入は現金を無くす方策の一つですが、これまでは、決済ターミナルの準備など、導入にあたって様々な障壁がありました。

ですが、「Coiney」等のクラウド型のクレジットカード決済サービスを利用すれば、簡単にクレジットカード決済を導入することができます。

手数料も従来のカード手数料に比べて低く設定されていることが多く、手軽に導入することが可能となっています。➡



■請求代行サービス

多くの中小事業者では、Excel等で請求書を作成→請求書の発送→入金がなければ督促をするなど、請求管理業務に多くの時間を割かれるとともに、属人化しやすい業務となっています。

こうした、一連の作業を代行するサービスも登場しています。

「MF KESSAI」というサービスは、相手の与信管理から請求書送付、代金回収までを代行してくれるため、請求業務を丸投げすることが可能です。(BtoB取引のみ)

会社側は、請求データの入力のみで請求業務が完結するため、売上に対し一定の利用料がかかるものの、費用対効果は大きいものと考えられます。



税理士法人アクシス・徳島経理代行センターでは、こうしたクラウドサービス導入のご支援をさせていただいております。

導入をご検討の方は、お気軽にご連絡ください。

事業企画課
笠井 雅也



！！給与計算時にご注意ください！！

「個人住民税特別徴収通知書」 5月に送付されてきます！

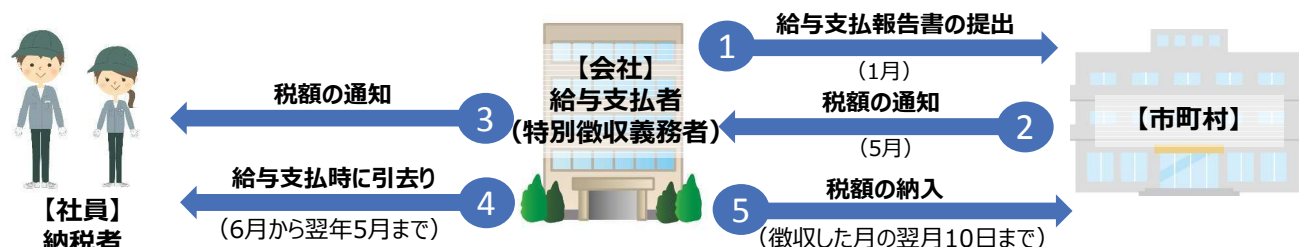
個人住民税とは

個人住民税は、個人が負担する税金（地方税）で、道府県民税と市町村民税を合わせたものです。

納税方法には特別徴収と普通徴収の2種類あり、前者は会社など給与支払者が地方税額を給与から天引きして納付するもの、後者は納税者自身が納めるものです。

特別徴収の流れ

住民税は、前年1月から12月までの所得に対して課税され、当年6月から翌年5月までの間に納付するもの。これを会社が市町村に代わって社員個人から徴収し、納税します。特別徴収の大まかな流れは以下の通りです。



特別徴収通知書が届いたら

- ✓ 通知書が届いたら対象者が正しいかどうか確認します
- ✓ 6月から新しい住民税額で給与引去りを開始します

※ご不明点等ありましたら、税理士法人アクシスまでお気軽にご連絡ください

給与計算の作業負担を軽減し本業に集中しませんか？

給与計算代行

1,300円／1名分～

※Web明細は無料に対応！

株式会社徳島経理代行センター
社会保険労務士法人アクシス

給与計算をアウトソーシング（給与計算代行）することにより、毎月発生する煩雑な計算作業や料率変更作業等を削減し、本業に集中できる環境をお手伝いします。
価格は人数や業務内容によって異なります。
まずはお見積から！

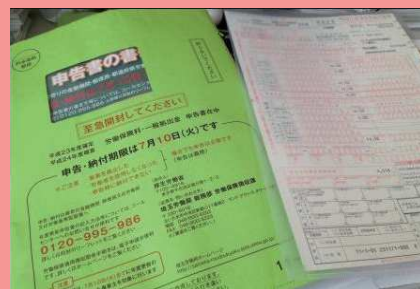
お見積のご相談は・・・

Tel:088-631-8119 Email:kasaim@m-staff.com

担当：笠井（雅）・榎葉

年更 算定

ご自分で事務
処理をしている
事業所様へ



年度更新 算定基礎届 お任せください!!

～今年の年度更新・算定は、社労士に渡して終わり！～

手元に届いた
書類に印鑑を
押して渡すだけ

書かなくていい
役所に行かなく
てもいい

社労士が作成
するから、
正確、安心

料 金

年度更新 3万円
算定基礎 3万円

- ※ 10人までの料金です。11人目からは1人あたり1,000円（表示は税別）
- ※ 社労士顧問契約の事業所様は、0円です。
- ※ 年度更新・・・労働保険料の申告書
算定基礎・・・社会保険の算定基礎届

お 知 ら せ

6月からの顧問契約は、最良のタイミングです。
社会保険手続き顧問 月額1万円～

※ 業種、規模（人数）により料金が異なります。
お問い合わせください。

年度更新、算定基礎届はもちろん、従業員様の入社から退職までの手続きを全てお任せいただけます。

- ☐ 入社の保険手続き ☐ 退職の保険手続き ☐ 氏名変更
- ☐ 扶養家族の手続き ☐ 傷病手当金手続き ☐ 出産の給付
- ☐ 労災の手続き ☐ 給与の大幅な変更 ☐ 賞与の届出 など

☎ 088-632-6543 ✉ kashiba@m-staff.com（担当：榎葉）

貴社名

担当者名

T E L

F A X

メー ル

ご所在地

〒

業 種

お申込み内容

- ☐ 年度更新 に申し込む ☐ 算定基礎届 に申し込む 従業員数をお教えてください
- ☐ 社労士顧問契約のお見積もりを希望する → 役員 名 正社員 名 パート 名

新設法人様向け 労務管理セミナー

ここが違う! 伸びる会社と普通の会社

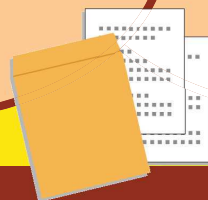
伸びる会社がやっている 定番のルール



ウチで使える
助成金が
分かる



上手な
ヒトの雇い方が
身に付く



ベストな**給与・**
労働時間の決め
方がわかる

対象者

- ☒ 法律論ではなく、**実務に使える知識**を知りたい方
- ☒ 会社運営のため、できる限り**不要なコストを抑えたい方**
- ☒ 自信を持って、従業員の給与・勤務時間を決めたい方

日にち

平成30年 6月14日(木)

講師

時間

13:30~15:00 (受付 13:15~)

場所

税理士法人アクシス (裏面参照)

費用

無料 ※ 新設法人様だけでなく、
どなた様でもご参加いただけます

お問合わせ

088-631-8119 kashiba@m-staff.com



社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士
榎葉 稔 (かしば みのる)